

令和 8 年度 神奈川県高校生等奨学給付金 (詳細版：専攻科)

神奈川県教育委員会教育局
行政部財務課高校奨学金グループ
(令和 8 年 9 月)

1 奨学給付金とは

○全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、生徒がいる中・低所得世帯を対象に支援を行う制度です。

○授業料以外（※）の教育費を支援する給付金です。

○返還不要です。

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等になります。

2 給付対象者（専攻科）

○次の（１）～（３）をすべて満たしている必要があります。

（１）令和８年７月１日時点で、生計維持者が神奈川県内に在住していること。

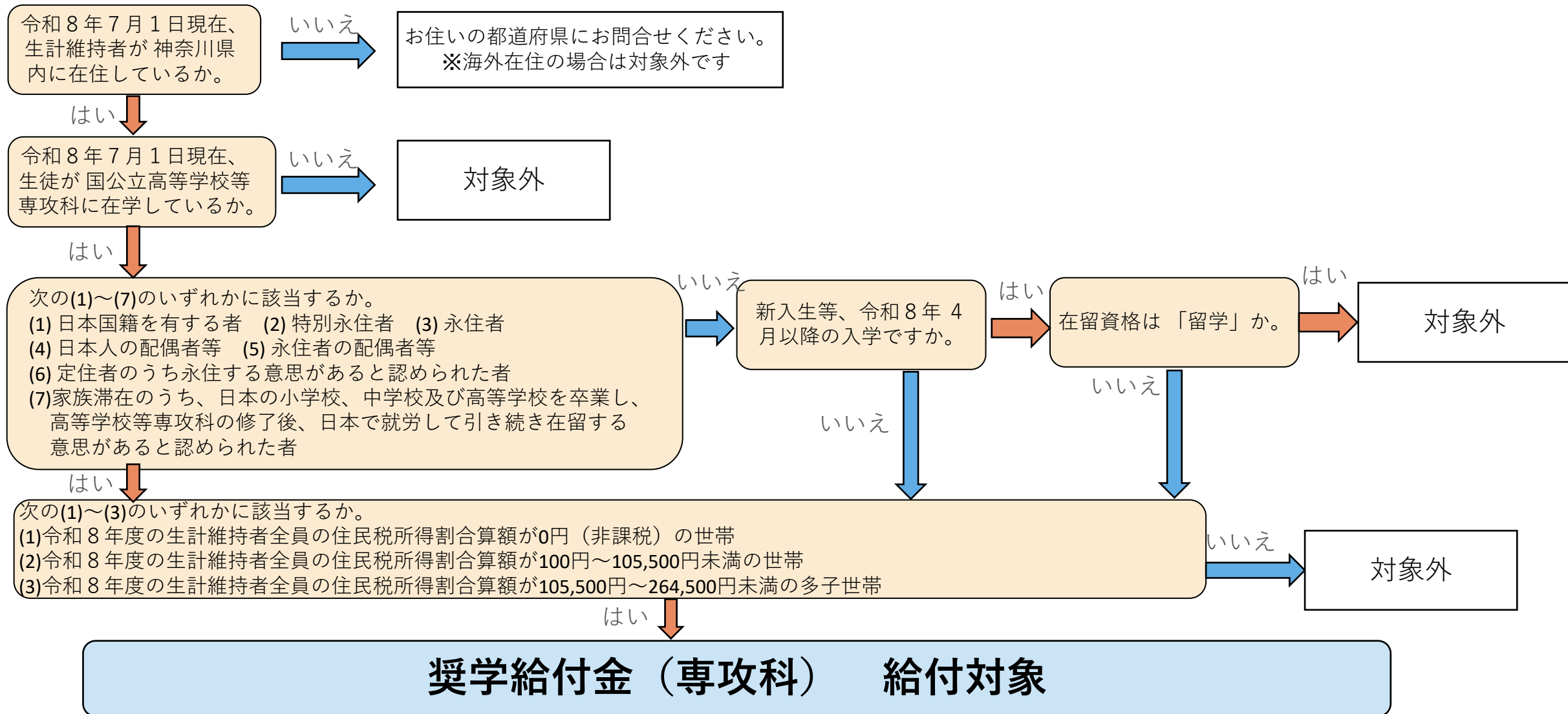
（２）令和８年７月１日時点で、次のいずれかの世帯であること。

- ・ **住民税非課税世帯**（生計維持者の住民税所得割が０円）
- ・ **世帯年収約270～380万円程度の世帯**（生計維持者の住民税所得割100～105,500円未満）
- ・ **世帯年収約380～600万円相当の多子世帯**（生計維持者の住民税所得割105,500～264,500円未満）

（３）令和８年７月１日時点で、生徒が高等学校等専攻科に在学していること。

- ・ 生徒とは、専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- ・ 高等学校等専攻科とは、高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの。 ※ 高等学校の別科や特別支援学校の専攻科は対象となりません。
 - ア 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの。
 - イ 国家資格者養成課程を有するもの。

2-1 奨学給付金（専攻科）支給対象の確認



3 給付額

世帯区分	要件	新制度	旧制度
①住民税非課税世帯	生計維持者全員の住民税所得割額の合計が0円	50,500円	50,500円
②年収270～380万円相当の世帯	生計維持者全員の住民税所得割額の合計が105,500円未満（①を除く）	16,830円	10,100円
③年収380～600万円相当の多子世帯	生計維持者全員の住民税所得割額の合計が264,500円未満であり、扶養する子等が3人以上いる世帯（①②を除く）	12,630円	10,100円

●海外赴任等で日本国内に住所を有しないため、生計維持者全員の住民税所得割が確認できない場合は対象外。

4 申請期限・申請方法

< 申請期間 >

令和8年8月25日（火）～令和8年12月15日（火）

- ・申請期間内に給付対象であることが確認できない場合は、支給対象外になります。

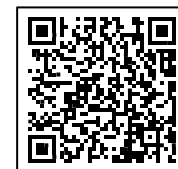
< 提出先 >

令和8年7月1日に在学する（していた）学校の事務室

- ・7月2日以降に退学・転学している場合でも、7月1日時点の在籍校に申請してください。
- ・書類審査がありますので、お早めにご提出ください。

※ 神奈川県立高等学校専攻科に在学する（していた）生徒の方で、非課税世帯に該当する場合は、原則電子申請システム（e-kanagawa）で申請してください。

- ・電子申請が不可能な場合や著しく困難な場合は、申請書（紙）での申請も受け付けますので、学校担当者までお申し付けください。
- ・電子申請の方法は県財務課Webサイト（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>）にあります。
- ・課税世帯の方は、申請書（紙）による申請を行ってください。



5 支給方法・支給時期

<支給方法>

- 授業料以外の教育費に未済がある場合は、奨学給付金の給付額を未済額に充当します。

- ・授業料以外の教育費に未済がないことについて、学校長の確認が必要となります。

- 申請書に記載の口座に振込みを行います。

<支給時期>

- 申請を行った月の2～3か月後の末頃を予定

- ・申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

6 申請に必要な書類

各申請区分に応じた書類を提出してください。

申請区分	申請書	課税証明書 等	国籍等 確認書類	通帳等の写し	委任状	扶養親族 申告書
①住民税非課税世帯	●	●	●	●	▲ (※)	×
②年収270～380万円相 当の世帯	●	●	●	●	▲ (※)	×
③年収380～600万円相 当の多子世帯	●	●	●	●	▲ (※)	●
提出書類に関する詳し い説明	表面：P9 裏面：P10	P11	P12	P13	P14	P15

※ 委任状は、**神奈川県立学校以外**の**国公立高校専攻科**に通う生徒であり、授業料以外の教育費に**未済がある**場合にのみ提出が必要です。

○ 県立高校等専攻科に通っている生徒で、非課税世帯に該当する場合は原則電子申請システム（e-kanagawa）で行います。

申請書以外の添付書類はすべて画像データを電子申請システム上に添付して申請してください。

6-1-1 申請書（表面）（申請者全員提出）

第1号様式 高校生等奨学給付金（専攻科）受給申請書 年 月 日

次のとおり、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

【1】申請者について

生計維持者1	フリガナ	氏名	生徒との関係	☐ 主たる生計維持者（父） ☐ 主たる生計維持者（母） ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
住所	〒 神奈川県		日中連絡が取れる電話番号	

維持者2

フリガナ	氏名	生徒との関係	☐ 主たる生計維持者（父） ☐ 主たる生計維持者（母） ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
------	----	--------	---

【2】申請区分

通常給付	☐ ①住民税非課税世帯 ☐ ②令和8年度県民税・市民税所得割額合計100円～105,500円未満の世帯 ☐ ③令和8年度県民税・市民税所得割額合計105,500円～264,500円未満の多子世帯
家計急変	☐ 家計急変により生計維持者の収入が減少した世帯

【3】生徒の状況

フリガナ	氏名	生年月日	☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日	
在学する学校	学校名称 立 課程 ☐ 専攻科 在学期間 自 年 月 日 ～ 至 年 月 日	学校名 在学期間 課程	在学中に給付金を受給した回数 ☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明	過去の高等学校等における在学期間 学校名 在学期間 課程	在学中に給付金を受給した回数 ☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明

【4】国籍・在留資格

☐ ①日本国籍 ☐ ②特別永住者 ☐ ③永住者 ☐ ④日本人の配偶者等 ☐ ⑤永住者の配偶者等 ☐ ⑥定住者のうち永住する意思がある者 ☐ ⑦家族滞在のうち、日本の小学校、中学校及び高等学校を卒業し、高等学校等専攻科の修了後、日本で就労して引き続き在留する意思がある者 ☐ ⑧上記以外（令和8年度新入生で在留資格「留学」除く）	(④～⑧の方のみ記入) 在留期間満了日 年 月 日
--	------------------------------

⑥、⑦において意思がない場合は、⑧になります。
⑧に該当する場合で、令和8年度新入生で在留資格が「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【5】振込先口座

振込先口座	振込先口座 振込先口座 振込先口座	振込先口座 振込先口座 振込先口座	振込先口座 振込先口座 振込先口座	振込先口座 振込先口座 振込先口座
-------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

【票使用欄】（申請者は記入しないでください。）

生計維持者1所得割額	生計維持者2所得割額	所得割合算額（★）
支給決定額	学校充当額	申請者入金額
新制度 ★0円～50,500円 0＜★＜105,500円⇒16,830円 105,500円≤★＜264,500円⇒12,630円	旧制度 ★0円～50,500円 0＜★＜105,500円⇒10,100円 105,500円≤★＜264,500円⇒10,100円	

【1】申請者について

- ・生計維持者の名前、住所、生徒との関係を記入してください。

【2】申請区分

- ・申請する世帯の区分にチェック（☒）を付けてください。

【3】生徒の状況

- ・申請対象の生徒の氏名、生年月日、在籍校等について記入してください。

【4】国籍・在留資格

- ・生徒の該当する国籍・在留資格にチェック（☒）を付けてください。
- ・④～⑧に当てはまる場合は、右側の「在留期間満了日」についても記入してください。

【5】振込先口座

- ・奨学給付金の振込みを希望する口座情報を記入してください。

6-1-2 申請書（裏面）（申請者全員提出）

【6】申請書とともに提出する書類。
○課税状況がわかる書類について

提出書類	備考
次の者の（非）課税証明書等 ※申請区分④に該当する場合、扶養親族の記載が省略されていない資料を提出ください。	
☐ ①父母2名	父母が2人存在する場合 ※単身赴任の場合も2名分必要
☐ ②父又は母のいずれか1名	離婚、死別等により親が1名の場合 親は2名いるが、DVや養育放棄、失職等の事情によりやむを得ず、一方の親の分を提出できない場合 等
☐ ③主たる生計維持者1名	入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
☐ ④生徒本人	父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

○国籍・在留資格等が確認できる書類について

国籍/在留資格	提出書類	備考
☐ 日本国籍	住民票の写し（原本）	
☐ 特別永住者	・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し（原本）	・特別永住者証明書をコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格等の記載があるもの
☐ 永住者	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本）	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの
☐ 日本人の配偶者	・住民票の写し（原本）	※永住者については、住民票の写しに在留期間の記載は不要です。
☐ 永住者の配偶者		※定住者は、永住する意図がある者が対象です。
☐ 定住者		
☐ 留学（新入生除く）		
☐ 家族滞在	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） 及び、以下のいずれか一つ 日本の小学校、中学校及び高校等の 卒業証書の写し 卒業証明書（原本）	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの ※小学校、中学校とは、特別支援学校（小・中）又は義務教育学校の 前後期及び中等教育学校の前期課程も含みます。 ※高等学校専攻科修了後、日本で就労して引き続き在留する意図がある者 対象です。

○【2】申請区分「④令和8年度県民税・市県民税所得割合計105,500円～264,500円未満の多子世帯」に該当する場合のみ提出が必要な書類について

提出書類	備考
扶養親族申告書	
市町村民税の扶養親族に 反映されない新たに生まれ た子等の出生の確認書類	「住民税所得割額が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯」に該当し、かつ、令和8年1月1日 以降に新たに生まれた子等がいる場合のみご提出ください。

次の事項に同意する場合は、☐にチェックを付けてください。

☐ 専攻科支援金等の申請で提出した課税証明書や在留カードの写し等を使用して高校生等奨学給付金の支給審査することに同意
します。

【7】誓約・委任

次のことを確認し、誓約（委任）します。 申請者氏名 _____

・申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその
全額を即時返還します。

・神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

・（申請者が主たる生計維持者の場合のみ）私と高校生等本人は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあります。

・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについ
て学校長に委任します。

（注）神奈川県立学校以外の学校では、上記の下線部を次のように変更して使用。
（学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。）

【学校使用欄】

学校交付印

学校の名称 _____ 学校長の氏名 _____

学校の電話番号 _____

次のことについて確認しました。

☐（通常給付の場合）令和8年7月1日現在 本校の ☐専攻科 課程に在学します。

☐（家計急変の場合）令和 年 月 日現在 本校の ☐専攻科 課程に在学します。

・☐専攻科支援金の支給資格を有する（補助要件を満たす）者です。

・納付金等について、（ ☐未済なし / ☐未済あり（ 円）

【6】申請書とともに提出する書類

○課税状況がわかる書類について

- ・備考を参照の上、提出する提出書類にチェック（☒）を付けてください。

○国籍・在留資格等が確認できる書類について

- ・該当する国籍/在留資格にチェック（☒）を付けてください。

【専攻科支援金との書類の併用について】

- ・専攻科就学支援金の書類を用いてよい場合は☒を付けてください。

【7】誓約・委任

- ・内容に異議がなければ、申請者氏名（生計維持者の氏名）を記入し、
誓約・委任を行ってください。

6－2 課税証明書等（申請者全員提出）

○令和 8 年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が確認できる次のいずれかの書類（生計維持者全員分の提出が必要）

①令和 8 年度 市町村民税・県民税（非）課税証明書

※市区町村の窓口等で発行してください。

②令和 8 年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書

※会社員、公務員等の場合、6 月頃に勤務先から配付されています。

③令和 8 年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書

※自営業者等の場合、6 月頃に市町村から送付されています。

6－3 国籍等確認書類（申請者全員提出）

生徒の国籍・在留資格等が確認できる書類を提出してください。※生計維持者の国籍・在留資格等ではありません。

国籍・在留資格	提出書類	備考
日本国籍	住民票の写し（原本。コピー不可。） ※電子申請の場合は画像データを添付してください	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出
特別永住者	・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し（原本） のいずれか ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出
永住者 日本人の配偶者 永住者の配偶者 定住者 留学（新入生を除く）	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） のいずれか ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出 ・定住者は永住する意思がある者が対象
家族滞在	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） のいずれか ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの 上記及び ・日本の小学校・中学校・高校等の卒業証書の写し ・日本の小学校・中学校・高校等の卒業証明書 のいずれか	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出 ・小学校、中学校とは、特別支援学校（小・中）又は義務教育学校の前後期及び中等教育学校の前期課程も含む ・高校等専攻科の修了後、日本で就労して在留する意思がある者が対象

6－4 通帳の写し等（申請者全員提出）

○通帳の写し等の口座名義のわかる書類

○生徒本人又は生計維持者の口座を指定してください。

※生徒又は生計維持者以外の口座を指定する場合は、委任状を提出してください。

※確実に入金のできる口座を指定してください。

6－5 委任状（神奈川県立学校以外[※]の国公立高校の高校生等のみ提出）

（保護者等・学校長）	
年 月 日	
学校長 殿	
委 任 状	
私が支給を受ける高校生等奨学給付金を授業料以外に学校へ納付する下記納付金・積立金の未済に充てることについて了承し、その事務手続きを学校長に委任します。	
申請者住所	〒
ふりがな	
申請者氏名	
ふりがな	
申請対象の高校生等氏名	
納付金・積立金の未済額（授業料以外）	円
※ 授業料以外に学校へ納付する納付金・積立金に未済がある場合に、保護者の方から学校長へ提出する委任状です。未済がなければ、提出の必要はありません。	

○委任状は、

- ・ 神奈川県立学校以外の国公立校等学校等専攻科に通う生徒が
- ・ 授業料以外の教育費に未済がある場合に学校宛てに提出が必要です。

○神奈川県立学校に通う生徒は提出不要です。

○申請者住所、申請者氏名、申請対象の生徒の氏名、授業料以外の教育費の未済額を記入してください。

6 - 6 扶養申告書（世帯年収約380～600万円相当の多子世帯のみ提出）

第2号様式

令和 年 月 日

扶養親族申告書

神奈川県立 高等学校長 殿

生計維持者①住所

生年月日

氏名

生計維持者②住所

生年月日

氏名

令和7年12月31日時点の、生計維持者①及び生計維持者②の地方税法に規定する市町村民税上の扶養親族又は特定親族（市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）及び令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について以下のとおり申告いたします。

○生計維持者①の扶養親族及び特定親族

	氏名	生年月日	生計維持者①との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

【記入上の注意事項】
令和7年12月31日時点の、生計維持者①と生計維持者②の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）及び特定親族（市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）を全員記載してください。なお、生計維持者の市町村民税上の扶養親族及び特定親族は以下の書類等で確認ができますのでこれらを参考に記入願います。
（確認ができる書類）
・年末調整の令和6年分扶養控除等（異動）申告書の写し
・令和7年分給与所得の源泉徴収票
・令和7年分確定申告書の写し（扶養親族が記載されている部分） など

○生計維持者②の扶養親族及び特定親族

	氏名	生年月日	生計維持者②との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

○令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等（証明書類必須）

氏名	生年月日
1	
2	
3	

【記入上の注意事項】
「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア)生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、主の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された子	委託委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

【以下、事務担当者記入欄】※申告者は記入しない

扶養する子の数の合計 _____人

○扶養申告書は、世帯年収約380～600万円相当の多子世帯（※）のみ提出が必要です。

（※）生計維持者の扶養する子が3人以上いる世帯

○市町村民税上の扶養親族又は特定親族（※）について記載してください。

※市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。

○令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について、該当がある場合は記載してください。

※この場合には申告書下段に記載の証明書類が必要になります。

7 その他

- 被災により制服を喪失・毀損した場合で再度制服の購入が必要な場合の追加給付について
奨学給付金受給世帯で、学校で着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、支給額が加算される場合があります。
詳細については、在学する学校または神奈川県教育委員会財務課までお問い合わせください。

8 お問い合わせ先

- 詳しいお知らせ や 申請書類は、県ホームページ又は学校事務室にて用意しています。
- 県ホームページ：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>
- 問合せ先：在学している高等学校専攻科の事務室 または
神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ

